

2022年4月1日から、成年年齢は18歳になりました ※民法改正



「18歳から大人の君に、  
ii 知りたい情報はコチラ!!」



# 18歳から君も大人

ii 消費者トラブルに注意



## 18歳になった君へのアドバイス

- ① 不要だと感じたら、「**契約しない**」と勇気を持って断りましょう。
- ② **クレジット契約は借金と同じです。**  
特にリボ払いは便利ですが、残金が多くなるため注意しましょう。
- ③ **クーリング・オフ**など消費者の味方になる制度を活用しましょう。

契約に関して少しでも不審に思ったり、トラブルに遭ったと感じたら、宇都宮市消費生活センターに相談しましょう。

宇都宮市消費生活センター (相談専用電話)

028-616-1547

【電話受付時間】 年末年始を除く午前9時から午後5時30分 (土日は午後4時30分まで)  
〒320-0026 宇都宮市馬場通り4-1-1 うつのみや表参道スクエア5階  
※宇都宮市内にお住まいか、通勤・通学されている方の相談を受け付けています。

## 成年になったら「契約」は慎重に!

契約とは、「**法的な責任を伴う約束**」のことです。お互いの「申し込み」と「承諾」の意思が一致すると契約は成立します。

### 契約には「責任」が生じる

成年になると親の同意なしで、自分で契約ができるようになります。  
契約は法的拘束力を持つため、原則として**一方的に取り消すことはできません。**  
□約束でも契約は成立するので、契約は慎重に!

### 18歳が狙われる!?

契約についての様々なルールを知らない**成年になったばかりの若者を狙い撃ちにする悪質な業者もいる**ので注意が必要です。



## 若者に多い! 消費者トラブル事例

### もうけ話

SNSで「簡単に金を稼げる」と勧誘され、副業や投資に関する教材を買ったが、もうからず借金だけが残った...

### 美容・医療

無料エステ体験後、別室でしつこく勧誘され、高額なコースを契約してしまった...

高額請求

### 定期購入

初回無料の商品をインターネットで注文したら、支払総額が高額な定期購入だった...

NO

うまい話は**うのみ**にせずに、きっぱりと**断り**ましょう!

